

独立行政法人通関情報処理センターに関する省令参照条文

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）（抄）

（業務方法書）

第二十八条（省略）

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

3・4（省略）

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～六（省略）

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3～5（省略）

（年度計画）

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2（省略）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2～5（省略）

（中期目標に係る事業報告書）

第三十二条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2・3 (省 略)

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2・3 (省 略)

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3~5 (省 略)

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づき政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）

（業務の範囲）

第十八条 センターは、第八条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。
- 二 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。
- 三 国際貨物業務（税関手続に係るものに限る。以下この号において同じ。）を先行し、又は後続する業務その他の国際貨物業務に関連する業務（以下この号において「関連業務」という。）を行う者の使用に係る電子計算機に関連業務を処理するために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から国際貨物業務を処理するために必要な情報を受信するため第一号の電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。
- 四 前号の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。
- 五 （省 略）

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（抄）

（積立金の処分に係る承認の手続）

第五条 （省 略）

- 2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第二欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（抄）

第二十四条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、金融庁に、企業会計審議会を置く。

2・3 （省 略）